

Ⅲ 平成27年度福利厚生事業一覧

I 厚生事業

◇健康管理事業【定期健康診断等】

県立学校・県教委事務局の教職員が対象(市町立学校の教職員を対象とした定期健診等は、各市町教委において実施されます。)

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
定期健康診断	○実施機関 健診機関 ○健診料 全額県負担	問診、胸部、尿、血圧、5m視力 ⇒ 全員 50cm視力 ⇒ VDT作業従事職員のうち問診票で自覚症状のある職員 聴力 ⇒ (オージオメーターによる検査)新規採用者、35歳及び40歳以上の教職員 ⇒ (会話法)上記以外の教職員 腹囲 ⇒ 新規採用者、35歳以上の教職員 胃 ⇒ 35歳以上の教職員及び35歳未満の希望者 血液 ⇒ 新規採用者、30歳以上の教職員及び30歳未満の希望者 心電図 ⇒ 新規採用者、35歳以上の教職員及び血圧測定の結果必要と認められた者 大腸 ⇒ 35歳以上の希望者	4～10月	県
指定年齢健康診断	○実施機関 健診機関 ○健診料 全額県負担	35、40、45、50歳の正規職員(指定年齢者) ※検査内容 日帰りドックと同程度	4～11月	
特別健康診断(腰痛)	○実施機関 医療機関等 ○検診料 全額県負担	特別支援学校に勤務する教職員のうち、児童・生徒の介護業務に従事する者	7～10月	

◇健康管理事業【各種健診事業】

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
特定健康診査 特定保健指導	○特定健康診査 生活習慣病に着目した健診を実施 ・組合員 定期健康診断及び共済組合実施の人間ドックを受診することで特定健康診査を受診したことになる。 ・任意継続組合員及び被扶養者 共済組合が交付する「受診券」により、医療機関で受診。 ○特定保健指導 健診結果により、対象者を保健指導レベルに階層化し、必要に応じた保健指導を実施	今年度中に40歳以上75才未満の年齢に達する組合員、任意継続組合員、被扶養者	7月～	共済組合
日帰りドック	○実施機関 直営病院(中国中央病院、九州中央病院)及び県内健診機関 ○自己負担 中国中央病院(前泊付き)、九州中央病院 7,000円 県内健診機関 8,000円	38、43、48、53、56、58歳(4月1日現在)の組合員	5～1月	共済組合 県 共済組合
	○脳検査 ドックのオプションとして、38、48、58歳の組合員で脳検査を希望する者に実施 ○自己負担 各健診機関における脳検査料のうち、15,000円を超えた部分を自己負担する。	38、48、58歳(4月1日現在)の組合員で脳検査を希望する者		
肺疾患検診(ヘリカルCT検査)	○実施機関 検診車による検診 ○自己負担 2,000円	会員 1,200人	7～8月	互助会
婦人検診	○実施機関 県内18健診機関 ○自己負担 乳がん検診1,000円、子宮がん検診1,000円	女性組合員(1,750人)	7～2月	
胃検診	○実施機関 定期健康診断の胃検診に合わせて実施 ○自己負担 なし(全額共済組合負担)	39歳(4月1日現在)以下の組合員(150人) ただし、定期健康診断の胃検診対象者を除く	4～12月	共済組合

◇健康管理事業【健康づくり事業】

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
生活習慣病 予防セミナー	生活習慣病についての意識啓発を図るためのセミナーを開催	会員及び配偶者 350人	8月	互助会
健康教育事業	健康教育講習会の開催経費助成	講習会開催の所属所	年間	共済組合
メンタルヘルス 支援事業	メンタルヘルスに関する啓発用冊子を配付	新規組合員	4～5月	
	心の健康相談 ・専門医等による無料カウンセリング(年3回)が受けられる「心の健康相談利用券」 入りのメンタルヘルスポケットブックの配付	組合員、会員及び家族	年間	県 共済組合 互助会
	メンタルヘルス所属訪問 ・保健指導員によるメンタルヘルスに関する講座及び個人相談			
	メンタルヘルス講習会助成 ・地域メンタルヘルス対策協議会が開催する「教職員のメンタルヘルスに関する講習会」経費の助成	地域メンタルヘルス対策協議会		共済組合
	メンタルヘルス講習会開催事業 ・管理職を対象にメンタルヘルスについて、意識啓発のための講習会を開催(県内2か所を予定)	詳細は別途通知	5～6月	県
メンタルヘルス研修会開催事業 ・教職員を対象にメンタルヘルスについて、意識啓発のための研修会を開催(県内3か所を予定)	7～8月			
健康相談事業	○保健指導 … 保健指導員による巡回保健指導、健康・心理相談 ○相談事業 … 心と身体の健康全般	組合員、会員及び家族	年間	県 共済組合 互助会

※表中の「組合員」は公立学校共済組合山口支部組合員を、「会員」は山口県教職員互助会を指します。

◇保養・研修・文化教養事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
宿泊保養施設利用補助	全国の公立学校共済組合宿泊・保養施設を利用したとき、1人1泊につき、2,000円(セントコア山口は3,000円)を補助する。ただし、1人1泊の宿泊料金が補助額未満のときは補助しない。また、宿泊料が支給される公務での利用は対象外。なお、連泊は3日を限度とする。 「セントコア山口宿泊クーポン」5,000円×2枚を組合員に配付する。(1人1泊につき1枚まで、3,000円補助との併用不可。)	組合員及び被扶養者 任意継続組合員及び被扶養者 (セントコア山口宿泊クーポンは2親等以内の家族も対象)	年間 (クーポン 5～6月 配付予定)	共済組合
会食利用補助	セントコア山口で会食するとき、1人1食につき料理単価(フリードリンクを除く)が1,500円以上の場合、利用料金の一部(500円～2,000円)を補助する。(レストランでのランチは対象外。)			
会議室利用補助	セントコア山口で組合員が主催(又は幹事)する会議等のうち、参加者が公務以外で参加し、かつ参加者の過半数が組合員である会議等について、料金の1/2を補助する。(25,000円を限度)	組合員及び任意継続組合員	年間	
育児・介護講座	育児講座、介護講座を開催する。	組合員及び被扶養者	7～8月	
バカンスクーポン	指定旅行会社に申し込む宿泊旅行で、所定の条件を満たす旅行であればJRの普通乗車券を割引料金で購入できる。	組合員及び被扶養者 任意継続組合員及び被扶養者	年間	互助会
名秀作展入館補助	県立美術館、県立博物館、県立萩美術館・浦上記念館、周南市美術博物館、下関市立美術館で開催される展覧会の入館料の一部を補助する。 (入館料の60%程度 限度額400円)	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者	年間 指定展	
芸術・文化鑑賞等補助	全国で開催される各種公演等入場料(5,000円以上のものに限る。)の一部を補助する。(年度内1回2,000円)		年間	
割引協定施設事業	レジャー施設、映画館等との協定により、会員が会員証等を提示した際に各施設を割引料金等で利用できる。	会員及び家族 (一部施設は会員のみ。)		
プロパー職員等補充事業	プロパー等の会員に対し、人間ドック補助、宿泊補助、セントコア山口会食補助、会議室利用補助の各事業を実施する。	該当会員		

◇生活支援事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体	
ホームヘルパー 雇用費補助	組合員及び同居の家族が出産・病気等によりホームヘルパーを雇用したとき、その経費の一部を補助する。(年間14日、1日5,000円を限度とする。)	組合員	年間	共済組合	
保険募集	福祉保険制度	<ファミリー年金> 加入者が在職中に死亡又は高度障害となった場合、遺族(高度障害の場合は加入者本人)に生命保険金を一定期間年金の形で支給。	組合員及び組合員の配偶者	募集 6～7月頃	共済組合
		<傷病休職給付金> 病気(精神疾患含む)やけがで働けなくなった場合に減少してしまう収入を補充。	組合員		
		<医療費支援制度> 入院費用給付金と特定疾病給付金の2つの給付事業(オプションあり)からなる。	(入院費用給付金) 組合員及び組合員の配偶者・子 (特定疾病給付金) 組合員及び組合員の配偶者		
	アイリスプラン (経済生活支援事業)	<年金コース> 在職中に積み立て、退職後年金として支給。 <医療・傷害補償コース> 入院やケガに対して、給付金を支給。 <介護保障コース> 公的介護保険の要介護状態が90日を超えて継続した場合、給付金を支給。 ※平成22年度から新規募集停止。	組合員	募集リ レットの配布 9月下旬	
・グループ保険等 ・がん保険	会員の生活の安定を図るため、グループ、医療、積立終身及びがん保険のあっせんを行う。	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者	・5月募集 ・がん保険 は年間	互助会	
財形貯蓄	定期的な給与からの天引きにより積立を行う貯蓄で、一般財形、年金財形、住宅財形の3種類がある。	山口県教育委員会の任命に係る教職員(非常勤・臨時的任用職員を除く。)で、給与が電算処理されている者	募集 8～9月	県	
カップリングパーティー	独身会員を対象に新しい出会いの場を提供する目的でパーティーを実施する。	独身会員並びに会員の子及び会員の紹介者(49歳まで)	12月	互助会	

◇ライフプラン講習事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体	
ライフプランセミナーの開催	リーフセミナー	在職中から退職後までを視野に入れた生活全般にわたる生活設計に必要な知識・情報等を提供するために各年代に応じた「生涯生活設計型」のセミナーを開催	年度末現在44歳以下の組合員、会員及び配偶者	7～8月	県 共済組合 互助会
	フラワーセミナー		年度末現在45歳以上54歳以下の組合員、会員及び配偶者		
	ハーベストセミナー	退職後の生活設計に必要な知識・情報・相互啓発の場を提供するために退職を間近に控えた方を対象とした「退職準備型」のセミナーを開催	年度末現在55歳以上の組合員、会員及び配偶者		
ライフプランガイドブック配付	退職後の生活設計に必要な知識・情報を提供	年度末現在57歳の組合員、会員	9月	共済組合 互助会	

◇相談事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
教職員総合相談事業	生活全般について組合員及び会員からの相談を受ける。 ・職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題	組合員、会員及び家族、特別会員及び配偶者	年間	県 互助会

* 健康相談については5頁に掲載しています。

◇広報事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
「福利やまぐち」の発行	身近な情報、福利厚生事業内容を紹介する。	組合員、任意継続組合員、会員及び所属所	年4回	県 共済組合 互助会

II 給付事業

◇医療給付

事業名	事業概要	対象	事業主体
療養の給付 家族療養の給付	総医療費の7割(義務教育就学前は8割、70歳以上は7割から8割(平成26年3月31日以前に70歳に達した者は9割))を給付する。(共済組合から医療機関へ支払う。)	組合員及び被扶養者 任意継続組合員及び被扶養者	共済組合
訪問看護療養の給付 家族訪問看護療養の給付	訪問看護を受けた場合、訪問看護に要した費用の7割(義務教育就学前は8割、70歳以上は7割から8割(平成26年3月31日以前に70歳に達した者は9割))を給付する。(共済組合から医療機関へ支払う。)		
入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	組合員又は被扶養者が入院中に食事の提供を受けた場合、食事代から1食260円の自己負担を除いた額を給付する。(共済組合から医療機関へ支払う。)		
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	組合員又は被扶養者が病気等により医療機関で治療を受けたとき窓口負担額から25,000円(平成27年4月受診分から給料月額424,000円以上の者は50,000円)を控除した額を給付する。(100円未満切捨)		
高額療養費	組合員又は被扶養者に係る医療機関での1か月の窓口負担額が以下の額を超えた場合、超えた額を給付する。 ○ 給料月額 664,000円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ○ " 424,000円以上664,000円未満 167,400円+(" -558,000円)×1% ○ " 224,000円以上424,000円未満 80,100円+(" -267,000円)×1% ○ " 224,000円未満 57,600円 ○ 低所得者(住民税非課税の方) 35,400円		
療養費 家族療養費	(1) やむを得ない事情により組合員証を使用せず医療機関で受診したとき (2) 制度的に組合員証が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めたもの ① はり、灸、あんま、マッサージ等の施術費用 ② コルセット等の治療用装具費用 ③ 海外で診療を受けたときの費用(療養の給付、家族療養の給付と同様の給付) ④ 小児弱視等の治療用眼鏡等の費用		
移送費 家族移送費	組合員又は被扶養者が負傷、疾病等により、病状が重篤で移動が困難な場合に、医師の指示により、療養の給付又は家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき(移送に要した費用(経済的経路及び方法で算定した額))		
会員療養費 家族療養費	療養費の自己負担額のうち、共済組合の基礎控除額の範囲内で、会員は2,300円、家族は3,300円を控除して給付する。(100円未満切捨)	会員及び被扶養者	互助会

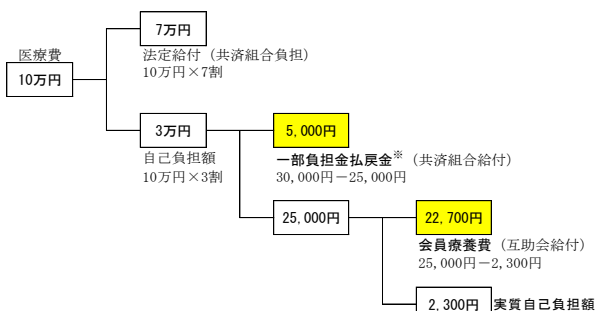
※ 療養費、家族療養費、移送費及び家族移送費以外は、基本的には診療月の3ヶ月後に自動的に給付されます。

※ 一部負担金払戻金等及び高額療養費の「給料月額」による区分は、平成27年10月以降、「標準報酬月額」による区分に見直される見込みです。

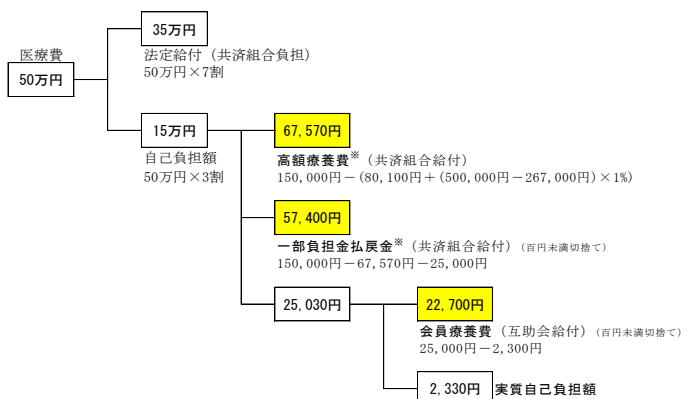
◆医療給付例

の金額を給付します。(口座振込)

例1 組合員がA病院を受診し、1か月の医療費が10万円かかった場合



例2 組合員がB病院を受診し、1か月の医療費が50万円かかった場合



※ 高額療養費及び一部負担金払戻金については、給料月額224,000円以上424,000円未満の組合員の方の例で計算しています。

◇その他の給付

事業名		事業概要	対象	事業主体
結婚	結婚祝金	会員が結婚した場合（40,000円）	会員	互助会
出産	出産費	組合員が出産した場合（404,000円） 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は、16,000円を加算する。 ※資格喪失後6か月以内に出産したときも支給対象 ※出産とは妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も支給対象	組合員及び任意継続組合員	共済組合
	出産費附加金	組合員が出産した場合（50,000円）		
	出産手当金	組合員が出産し出産日以前42日、多胎妊娠の場合98日、出産の日後56日以内において勤務に服することができない場合で給料の全部又は一部が支給されない場合 （1日につき給料日額×2/3×1.25）	組合員	
	家族出産費	被扶養者が出産した場合（404,000円） 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は、16,000円を加算する。 ※出産とは妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も支給対象	組合員の被扶養者 任意継続組合員の被扶養者	
	家族出産費附加金	被扶養者が出産した場合（50,000円）		
	出産祝金	会員又は配偶者が出産した場合（一児につき20,000円） ※ただし、死産、流産又は出産後2週間以内に死亡した場合は給付しない。	会員	
傷病	傷病手当金	組合員が公務によらない病気又は負傷による療養のため引き続き勤務に服することができなくなった日以後、3日を経過し、給料の全部又は一部が支給されない場合（1日につき給料日額×2/3×1.25） ※支給期間は、同一傷病について1年6か月 （給料が支給される場合は、当該支給額との差額を支給。）	組合員	共済組合
	傷病手当金附加金	傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6か月間の範囲において引き続き勤務に服することができない期間（1日につき給料日額×2/3×1.25）		
	傷病見舞金	会員が傷病のため引き続き30日以上勤務できなかったときその期間に応じて給付する。 （15,000円～50,000円）	会員	互助会
災害	災害見舞金	非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けた場合 （給料月額×（0.5月～3月分）×1.25）	組合員及び任意継続組合員	共済組合
		被害の程度により、見舞金を給付する。（30,000円～300,000円）	会員	互助会
休業	育児休業手当金	組合員が育児休業を取得し給料が支給されない場合に、1日につき、給料日額×50/100（注）×1.25を支給する。ただし、給付上限相当額を超えている場合は給付上限相当額を支給する。（上限額は毎年8月に変更される。） （注）平成26年4月以降に育児休業を開始した者は、育児休業を取得した期間を通算して180日目までの間に限り、給付日額×67/100×1.25を支給する。 ※支給期間は、子が1歳に達する日まで。 例外1…特別な事情がある場合は子が1歳6か月に達する日まで。 例外2…子が1歳に達する日までに配偶者が育児休業を取得している場合は子が1歳2か月に達する日まで。（最長1年間（出生の日及び産後の休業期間を含む。））	組合員	共済組合
	介護休業手当金	組合員が2週間以上の期間について介護休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されない場合に、1日につき、給料日額×40/100×1.25を支給する。ただし、給付上限相当額を超えている場合は給付上限相当額を支給する。（上限額は毎年8月に変更される。） ※支給期間は、3か月を限度とする。		
	休業手当金	組合員がやむを得ない事情により欠勤し、給料の全部又は一部が支給されない場合 （1日につき給料日額×60/100）		
	介護休暇給付金	会員が介護休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されない場合に、1日につき、給料日額×40/100×1.25（ただし、給付上限相当額を超える場合は給付上限相当額とし、給付上限相当額は毎年8月に変更）と、公立学校共済組合掛金相当額を合算した額を支給する。 ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される間は、公立学校共済組合掛金相当額のみとする。	会員	互助会

◇その他の給付 ~つづき~

事業名	事業概要	対象	事業主体		
埋葬料 ・ 弔慰金 退職	埋葬料	組合員が公務によらないで死亡した場合 (50,000円)	組合員及び被扶養者 任意継続組合員及び被扶養者	共済組合	
	埋葬料附加金	組合員が公務によらないで死亡した場合 (25,000円)			
	家族埋葬料	被扶養者が死亡した場合 (50,000円)			
	家族埋葬料附加金	被扶養者が死亡した場合 (25,000円)			
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡した場合(公務災害含む。)(給料月額×1.25)			
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡した場合 (給料月額×1.25×70/100)	会員		互助会
	死亡弔慰金	会員が死亡した場合 (1,000,000円)			
	グループ保険支援事業	会員が死亡した場合、一律12万円の保険金を支払う。			
	家族死亡弔慰金	会員の配偶者(会員の場合は除く。)が死亡した場合 (100,000円)、子又は父母が死亡した場合 (20,000円) ※ 早産又は出産後2週間以内に死亡した子及び養父母を含む。	会員の配偶者、会員又は配偶者の被扶養者である父母又は子		
退職	退職生業資金	掛金相当額×給付率 (前年度末資産保有率)	会員		

※ 平成27年10月の標準報酬制への移行に伴い、P8及びP9の「その他の給付」の表中、「給料月額」は「標準報酬月額」に、「給料日額」は「標準報酬の日額」に改定され、「×1.25」の部分は削除されます。(「標準報酬の日額」=「標準報酬月額」÷22)

Ⅲ 貸付事業

◇共済貸付

貸付種別	限度額	償還回数	貸付事由	利率(H27.4.1現在)			締切日	貸付日
				A 利率	B 保険料充当金率(*)	C 実質利率(A)+(B)		
一般貸付	200万円	120回以内	組合員が臨時に資金を必要とする場合	年2.66%	年0.06%	年2.72%	貸付年間計画表による	
特別貸付	給料月額×3/10×残任期月数(200万円が限度)	残任期月数以内	再任用組合員が臨時に資金を必要とする場合					
住宅貸付	1800万円 個人により異なる	360回以内	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修(以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合					
住宅災害貸付	1900万円 個人により異なる	360回以内	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合					
介護構造部分に係る貸付	300万円	360回以内	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合					
教育貸付	550万円	250回以内	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が入学又は修学するため資金を必要とする場合					
災害貸付	200万円	120回以内	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合					
医療貸付	120万円	110回以内	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療(高額療養費の対象となる療養を除く。)を受けるため資金を必要とする場合					
結婚貸付	200万円	120回以内	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合					
葬祭貸付	200万円	120回以内	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭を行うため資金を必要とする場合					
高額医療貸付	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除	組合員、再任用組合員又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	無利息		随時	貸付決定後3~4日	
出産貸付	出産費等相当額	出産費等支給時に一括して控除	組合員、再任用組合員又は任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合					

* 保険料充当金率

民間金融機関における「保険料」に相当します。
共済組合では、万一の場合に備え、貸付保険を導入しています。近年、借受人の破産や民事再生等を原因とした保険事故の増加に伴い、保険料が急増し、貸付事業の運営を圧迫しています。
この状況を受け、受益者負担の観点から、平成19年4月1日以降の新規貸付け(借替えを含む。)から保険料の一部を借受人負担としています。

Ⅲ 貸付事業 ～つづき～

◇互助会貸付

貸付種別	限度額	償還回数	貸付事由	適用利率	締切日	貸付日
一般貸付	200万円	72回以内	会員が臨時に資金を必要とするとき	年利 2.0% (変動金利)		
自動車貸付	300万円	72回以内	会員が自動車を購入、修理等にかかる資金を必要とするとき			
結婚貸付	300万円	120回以内	会員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が結婚するために資金を必要とするとき			
教育貸付	300万円	120回以内	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫若しくは弟妹が入学又は修学するために資金を必要とするとき	年利 1.6% (変動金利)		
災害貸付	300万円	120回以内	会員、配偶者、被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたために資金を必要とするとき			
医療貸付	300万円	120回以内	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とするとき	年利 2.0% (変動金利)		
子育て支援貸付	300万円	120回以内	会員が子育て(中学校を卒業するまで)のために資金を必要とするとき	年利 2.0%又は1.6% (変動金利)		
住宅貸付	5年後に退職した場合の退職金+200万円(限度額500万円)	240回以内	会員が、自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするために資金を必要とするとき	年利 2.0% (変動金利)		

※既に入学貸付を受けている者が、教育貸付を希望する場合は借替とし、入学貸付の残額を差引いて送金します。

Ⅳ 退職互助部事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体	
給付事業	療養補助金	後期高齢者医療制度の適用を受けるまでの間、保険適用分の自己負担相当額から特別会員は2,000円と100円未満、加入配偶者及び遺族会員は3,000円と100円未満を控除して給付する。 【平成27年10月診療分から】 特別会員は2,300円と100円未満、加入配偶者及び遺族会員は3,300円と100円未満を控除して給付する。	特別会員、加入配偶者及び遺族会員	年間	互助会
	脱退一時金	現職会員が45歳未満で資格を喪失した場合、掛金相当額を給付する。 また、45歳以上で資格を喪失し特別会員(遺族会員)に加入しない場合、掛金相当額を給付する。	現職会員		
	埋葬料	特別会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付する。 (30,000～70,000円)	特別会員		
	長寿記念品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を給付する。 (米寿20,000円、白寿30,000円)		5月、1月	
健康管理事業	人間ドック 脳検査付き人間ドック 日帰り人間ドック	互助会の指定する健診機関で人間ドックを受診したとき、人間ドック・脳検査付き人間ドックは10,000円、日帰り人間ドックは5,000円を補助する。 (補助は特別会員のみに。)	特別会員、配偶者及び遺族会員	秋期	
福利厚生事業	地区活動運営費助成	特別会員及び遺族会員の相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助する。	特別会員及び遺族会員	10～2月	互助会
	退職互助部だよりの発行	各事業の周知等を図るため、会報誌を発行する。		5月	
	グループ補助	会員の親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助する。		年間	
	セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、1人一泊につき2,000円補助する。 (3連泊を限度)	特別会員、加入配偶者及び遺族会員		
	献花の贈呈	特別会員、加入配偶者及び遺族会員が死亡した場合、花環又は生花をお供えする。			
	災害見舞金	特別会員及び遺族会員の被災に対し、見舞金を給付する。	特別会員及び遺族会員		
	名秀作展入館補助	県立美術館、県立山口博物館、県立萩美術館・浦上記念館、周南市美術博物館、下関市立美術館で開催される展覧会の入館料の一部を補助する。 (入館料の60%程度 限度額400円)		年間 指定展	
	教職員相談室の利用	生活全般について会員からの相談を受ける ・職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題		年間	
退職互助部旅行支援事業	会員のアンケートを基に旅行を企画立案して、参加者を募る。	特別会員、配偶者及び遺族会員	年間		
新グリーン保険	万一の傷害等の補償を充実し、経済的負担を軽減する。		年間募集 (申込み年2回)		
教養講座 (相続セミナーの開催)	相続税の基礎知識や遺言等についての情報提供を行うセミナーを開催		10月		

Ⅴ 公益事業

事業名	事業概要	対象	実施時期	事業主体
学校教育振興支援事業	山口県内の児童・生徒等の健全な育成を助長するため、学校の主体的な教育活動を支援する。	・市町立小・中学校及び県立学校 ・山口大学附属小・中・特別支援学校 ・山口県立大学及び下関市立大学 ※平成27年度は中部地区 (防府市、山口市、宇部市、山陽小野田市に所在する学校)	年間 (該当校)	互助会